

松戸市放射能対策協議会 会議記録

1 日 時 平成26年2月14日(金) 午後1時45分開議

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員

議 長	小 沢 暁 民
副 議 長	山 口 栄 作 (欠席)
委 員	原 裕 二
委 員	鈴 木 大 介
委 員	宇津野 史 行
委 員	城 所 正 美
委 員	杉 山 由 祥
委 員	二階堂 剛
委 員	末 松 裕 人

4 出席理事者 別紙のとおり

5 出席事務局職員

事 務 局 長	笠 原 祐 一
議 事 調 査 課 長	染 谷 稔
議 事 調 査 課 長 補 佐	内 海 淳
議 事 調 査 課 長 補 佐	鈴 木 章 雄
議 事 調 査 課 長 補 佐	池 田 俊 彦
議 事 調 査 課 主 任 主 事	太 田 敏 弘

6 会議に付した事件

- (1) 平成23年度放射線量低減対策補助金について
- (2) 除染実施報告
 - ①民有地除染
 - ②事後モニタリング事業
 - ③市道通学路の対応について
- (3) 健康管理対策会議からの報告
- (4) 焼却灰等の状況について
- (5) 総合計画の変更について
- (6) その他

7 会議の経過及び概要

議長開議宣告

環境部長挨拶

議 事

傍 聴 議 員

傍 聴

中田京議員 山中啓之議員

岩堀研嗣議員

4名

小沢暁民議長

環境部長より御挨拶をお願いします。

環境部長

皆さん、こんにちは。3月定例会の前のお忙しい中、議会協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

前回、私は一筋の光明というふうに申し上げたんですが、それから2か月ほどたちまして一筋が二筋ぐらいになったかなというような気がしております。

今日は、いろいろな報告がございますけど、ひとつよろしくをお願いします。

小沢暁民議長

それでは、これより議題に入ります。

(1) 平成23年度放射線量低減対策補助金について

小沢暁民議長

まず、平成23年度放射線量低減対策補助金について説明をお願いいたします。

放射能対策課長

資料の1ページにより御説明いたします。

概要といたしまして、平成23年度除染に要した費用約2億1,400万円、国から交付されております。その後、国が精査いたしましたところ、一部精算金が発生したため返還を求められているものです。

2の金額内訳に記載しておりますが、精算額は差額959万5,118円でございます。

今後の対応といたしまして、6に記載しておりますが、3月補正予算に計上いたしまして、その補てん措置といたしましては、震災復興特別交付税による財政措置の手続を今、財政課のほうで進めているところでございます。

【質 疑】

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。

概要を読みますと、除染実施区域外の施設の除染費用が補助対象外となるということなんですけど、これはどういう地域なんですって。

放射能対策課長

平成23年度分というのは、法的な整備などよりも実際の除染のほうが先行してありました。ということで、23年度分は先にやった分は国の方針としてはすべて求償するという予定であったわけなんですけど、今回精算の対象となった部分というのが約1割の市川市に近い区域、対象区域外の区域でございます。当初はそちらの除染を行った子ども関係施設もすべて求償されるという解釈ではあったわけなんですけど、この辺については国のQ&A、補助金要綱等にも記載がありまして、そのように解釈されていたわけなんですけど、その後国が約1年かけて精査いたしまして、この対象区域外でも平均で0.23マイクロシーベルト以上の施設以外はやはり対象とすべきではないということで返答がありました。

宇津野史行委員

質疑じゃありませんけど、随分ひどい話だなと思いますね。最初対象とするというふうに解されているような中身だったのに、後から1年もたって精査して補助金を引き上げますよなんていうのは、ちょっとこれは納得いかないなというふうに思います

けれども。皆さんに言ってもしょうがないですけどもね。そういうふうに思います。
以上です。ありがとうございました。

杉山由祥委員

ここで聞いていいかちょっとよくわからないんですけど、放射能対策費をこの3年間いろいろ使ってきたわけです。その総額とそのうちの今回は交付決定している、いわゆる国の補助金の部分しか出てないんですけども、賠償金として入ってきた部分、その見込み残額というのは3月末でどのくらいになるか教えてください。

放射能対策課長

まず、放射能に要した総額ですが、平成23年度が約5億2,000万円、24年度が17億7,000万円、25年度が11億1,000万円ということでして、合計いたしますと約32億円ほどとなります。そのうち23年度につきましては、国や東京電力から補われた部分が約4,700万円、残り求償をされてない額というのは人件費の約4,500万円となっております。

平成24年度につきましては、17億7,000万円のうち求償をされてない額が約6億7,600万円となっております。

平成25年度につきましては、こちらはまだ確定されてない部分があるのですが、11億1,000万円のうち、最後に残る費用といたしまして約4億6,700万円となっております。ただ、このうち震災復興特別交付税の手続を今進めておまして、こちらのほうで補てんされる金額は相当分あるのではないかとというふうに予想しております。

杉山由祥委員

今の御答弁だと、求償をされていてまだ入ってきてない金額が10億円を超える、12億円近くなるわけですね。その見込みと実際にそれがいつぐらいに入ってくるのかというのは。また、先ほど震災復興特別交付金のほうで見込めると言ったんですけど、それは幾らぐらい見込めそうなのでしょうか。

放射能対策課長

平成23年度分につきましては、最後人件費が4,500万円残ったということで、次に24年度分ですが、除染費用約6億は震災復興特別交付税で求償手続を進めておりますので、24年度分につきましては、最後に残るのは人件費の6,300万円となる見込みでございます。

平成25年度分につきましてはちょっとまだ見えてない部分がございます。

杉山由祥委員

相手があることなので、お答えできないのは大変心苦しいんですけども、要するに平成23年度分の人件費も取る手立て見込みがないということだと思っただろうですね、今の状況ですと。もともと放射能対策というものを始めたときに、残額は全部東京電力に請求するんですよというのが前提で始めたところだったんですよ。ただ、どうしても人件費というのは残らざるを得ないというふうにして、もう部内で判断した、半分あきらめているということによろしいんですかね、これは。

放射能対策課長

震災復興特別交付税でも補てんされずに最後に残るのは人件費になろうということが見えているところでございます。この部分につきましては、東京電力に引き続き請求してまいります。最後は訴訟も視野に入れて東京電力への請求を考えております。

杉山由祥委員

ということはですよ、これはこの間震災関係の民法上の時効が延長になった部分がありますよね。それと同じと考えていいんですか、これは。民法上の時効と一緒に10年、これは請求できるという形によろしいんですか。

放射能対策課長

昨年の11月に時効延長の法律が成立いたしました。これに基づきまして、当初3年と言われていたものが延びましたので、これからじっくり請求していく予定でございます。

杉山由祥委員

ということは、今までは時効があったから、確定した段階で順次東京電力に対して訴訟を起こして求償をしていきますよという方針だったのが、11月の法律を受けて一定のめどが見えた段階でまとめてその部分に関して訴訟していくという方向に転換したということによろしいんですね。

放射能対策課長

当初3年であったときは、起点が問題になるということで、請求したときからなのか、それともその事実が発生したときからなのか、ちょっとその辺のところいろいろ考え方の違いがあったわけなんですけど、これからは10年ということで、その辺については考える必要がなくなりそうなので、費用について整理がついた段階で区切りをつけたところで請求していくということで、今準備を進めているところでございます。

宇津野史行委員

先ほどの続きなんですが、これをずっと読んでいったら、要はよいものは早くやったらいいんだと言って除染しましたでしょう。それで、後づけでお金を出してくれるという話だったのが、1年たって精査したら金も出してくれなくなったというひどい状況なわけです。1ページの今後の対応の中に、今回の精算額について返還手続は進めていく予定なんだけれども、震災復興特別交付税による財政措置の手続を進めているということであれば、返還はするけどこの交付税によって財政措置がさらにこっちにお金が来るかもしれない。もしそれでも来なかった場合には、今議論があったような形になるということなんですけど、今回の精算額というのはこの特別交付税による財政措置の対象になり得るものなのかということを確認させてください。

放射能対策課長

震災復興特別交付税の目的というのが今回の震災に関するものということで、除染の費用よりも広い考え方で総務省から支出されるものであります。今回、この950万円返還するものにつきましては、これはすべて総務省からの震災復興特別交付税で補てん措置されるように、今手続を進めているところです。この結果が出るのが3月末ごろということをお伺っております。

宇津野史行委員

見通しは明るいですか。

放射能対策課長

今、さかのぼりで求償できるように財政課のほうで県に説明をしているところです。

見通しとしては、確実ではないんだけど可能性としてはあるというふうに伺っております。

【質疑終結】

(2) 除染実施報告

- ① 民有地除染
- ② 事後モニタリング事業
- ③ 市道通学路の対応について

小沢暁民議長

次に除染実施報告、民有地除染、事後モニタリング事業及び市道通学路の対応についての説明を願います。

放射能対策課長

民有地の除染進捗状況報告につきまして、資料の3ページにより御説明いたします。

1-1、住宅除染進捗状況ですが、こちらは平成24年4月30日から受け付けを開始いたしまして、1万3,267件を受け付けまして、測定した結果、除染対象件数は6,921件でした。このうち、6,618件、95.6%につきまして1月22日現在で終了しております。今説明したのは24年度受け付け分ですが、25年度受け付け分、こちらは24年度受け付けがあったことを知らなかった方などを対象といたしまして、688件受け付けました。このうち、除染対象件数は145件、1月22日現在除染は12.4%終了しております。この24年度受け付け分、25年度受け付け分ともに今年度26年3月末までに終了する予定でございます。

2番といたしまして、住宅以外の民有地除染受付状況ですが、こちらは事業所などを対象といたしまして受け付けを行ったわけですが、受付件数7件、うち1件は除染実施区域外であったため6件測定を行いまして、こちらは既に終了しております。

次に、資料の4ページにより除染事後モニタリング事業について御説明いたします。

1の概要ですが、こちらは平成23年度及び24年度に除染を行った子ども関係施設や学校等において最新の空間放射線量を測定し、除染後の推移を監視するというところで、25年10月から26年1月にかけて事後モニタリング測定を行いました。結果についてですが、詳細な結果は現在集計を取りまとめ中ですが、4の表にあります607施設測定を行いまして、指標値毎時0.23マイクロシーベルト以上の数値が出た施設が6施設ございました。この6施設につきましては、今年度内に再除染を予定しております。

教育財務課長

資料5ページをご覧いただきたいと思えます。市道通学路の対応につきまして御報告申し上げます。

昨年10月21日から12月4日にかけて教育委員会において1,136か所の空間放射線量の測定を行いました。その結果、指標値0.23マイクロシーベルトを超える箇所が16か所ございました。この16か所につきましては、側溝に堆積物が確認されたため、道路維持課の御協力により12月14日から12月25日までの間、

側溝清掃をお願いいたしました。清掃後、この16か所の再測定を教育委員会において行いました結果、0.23マイクロシーベルト未満になったことで確認ができましたので、市のホームページ地図情報システムに公表させていただいたところでございます。

【質 疑】

宇津野史行委員

お願いします。

民有地の除染に関してですけれども、いわゆる汚染状況重点調査地域の除染ガイドラインに基づくメニュー以外に天地返しだとか覆土を含めてやっている。ただし、これは国の除染の補助の対象にならないんだという話で進んできたかと思うんです。例えば、先ほど出た震災復興特別交付税によって、国からの除染の方法として、除染の補助ではもらえないんだけど震災復興特別交付税として措置してもらおうような財政措置の手続というのはあるんでしょうか。もらい方を変えるというか。

放射能対策課長

まず、特別措置法の補助金につきましては、国の除染ガイドラインに適合していないと基本的に出ないものなんです。震災復興特別交付税というのは、その基準に適合してなくても関連していれば出るというものでございます。

宇津野史行委員

原発関連とかそういうやつですね。

放射線対策課長

はい。今回の事故関連で出るものでございます。ということで、今、枠から漏れた分について申請中という状況です。

宇津野史行委員

除染のガイドラインのメニューから外れた分お金がもらえないよと言っている分に関しても、別のやり方でお金を出してもらえるような方法がありそう。申請中だみたいな話なので、ぜひもらえるようお願いしたいというふうに思っています。ありがとうございました。

【質疑終結】

(3) 健康管理対策会議からの報告

小沢暁民議長

次に健康管理対策会議からの報告を願います。

健康推進課長

それでは、健康管理対策会議より甲状腺エコー検査実施に向けた検討経過及び現状につきまして報告をさせていただきたいと存じます。

まず、資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは甲状腺エコー検査の現状と過去の経過を記載させていただいてございます。

中段の現状にも記載させていただいておりますが、昨年の本会議でも説明させていただいたんですが、放射線による甲状腺への影響があるとの医学的根拠が希薄である。そのため、放射能の影響をはかることを目的とした、それのみを目的とした検査を行うというのは、これは非常に難しいと思っております。しかし、一方で放射能ヨウ素の初期被曝を懸念する声も多くあるのも、またこれも事実でございます。このことから、執行部といたしましては、あくまで保護者の方やお子様の安心や不安解消の観点から検査の実施を検討させていただいてございます。基本的には、甲状腺エコー検査を希望される方には、放射能の健康への影響に係る基本的な知識や甲状腺検査を行う場合のメリット、デメリットを理解してもらおうのが最重要だと考えてございます。

事務的には、6ページの下段にも記載させていただいているんですけど、市立病院と現在受け入れの人数や費用の支払い方法など協議を進めさせていただいております。また、当該事業に係る予算につきましては、平成26年度当初予算に検査費用の一部助成として36万円ほど計上させていただいてございます。改めまして3月定例会におきまして御審議をお願いすることになろうかと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

【質 疑】

宇津野史行委員

午前中いただきました予算説明の中でも、1人当たり3,000円の補助という形でやっていただけということで非常に御努力いただき、ありがとうございました。

今、受け入れ人数などについて協議しているということなんですが、36万円ですと1人3,000円だと120人という数なんですかね。これは1年分を見越したもののなのか、それともある程度半年分くらいでまた人が多くなったら補正予算でというふうになるのか。もし仮にこれが120人だとすると、1年分と見越しているんだったら一月10人とかなのかと。病院側の受け入れ体制も透けて見えてくるような感じなのかなど。このあたりはどのような協議をしているのかというのが、もう少しわかればと思います。

健康推進課長

人数の御質疑でございます。積算といたしましては3,000円でまず100人、あと生保世帯ということで10人で60,000円、それで36万円という積算になってございます。

受け入れ人数なんですが、市立病院とも協議させていただきまして、市立病院の現状の業務に過度な支障がないように、負担がかからないようにということで基本的にはマックスとして、今言った110人程度想定させていただいてございます。年間です。今の段階ですと、小児科医が検査のできる、専門にやっている方が限られてございますので、あくまで医師のできる範囲ということで想定させていただいています。また、甲状腺エコー検査を茨城のほうでもいろいろ実施されているんですけど、その状況を見させていただきますと、それほど多くは来られておりませんので、何とか予算の人数で1年間できるんじゃないかというような考えは持っております。

というのは、先ほど申し上げましたとおり、やることによってデメリットとかもかなりありますので、事前にそういうのを重々説明した上で、それでもどうしても希望される方について受けていただくというような、絞り込み的なものをさせていただければと考えてございます。

宇津野史行委員

ありがとうございます。年間110人マックスで見込むということでありますので、通常の診療をしながらやっていくとなると、こういう形でやっていくのかなと。しかし、ほかの事例を見てそんなに人が集まって来てさばけないというくらいなのかというと、茨城でもそれほどでもないような話もある。これは、ちなみに予約制みたいな感じでやっていくのかどうか。例えば、110人、押しなべて一月10人ぐらいかな、9人とか。今月の予約が10人できるところが7人でした、あと3人ぐらい枠はあるんですけども、今のところ全然入っていませんという場合。例えば、わかりません、他市で補助金は要らないから受けさせてくれみたいな話があって、3人くらいまでだったら他市の流山市の人も受け入れられますよとか、ただし補助金は出ませんよとか、そういうことはあり得るものなのか。まだ協議中なのか。協議の対象になってないのかもしれない。

健康推進課長

基本的には今言った人数で、今の市立病院のドクターはそれ以上はかなり難しいと言われております。他市の実費でいいから診るどうかというのは、私どもは小児科医と何度も話させていただいたんですけど、ドクターとしては医学的根拠がないのを市の施策でなくて、一般的に受け入れるのは恐らく難しいんじゃないかと考えております。

宇津野史行委員

わかりました。まだ始まってない、これからの話なので始まってからまたいろいろ課題とかが出てくるかもしれませんが、適宜それは見ながら指摘をさせていただきたいと思うことと、あとはこれを始めて市民の皆さんがどれだけ反応してくださるかというのは、ホールボディカウンターのときも、知らないというのが我々が行ったアンケートでも結構多かったものですから、ぜひ市民の口コミも信じて知らせていただくことと、併せて市立病院がやり始めたから、ほかの松戸医師会の人たちもちょっとずつやってくれるような、間口が広がっていけばいいなというふうに思っています。

以上です、ありがとうございました。

二階堂剛委員

今の甲状腺の関係なんですけども、これは1年に100人、生保で10人ということなんですけど、1年じゃなくて経過で毎年やっていかないと、それこそ5年後、10年後ということが出てくるわけだから、一回やって異常がなかったからそれで終わりというものではないと思うんですよ。福島のやっているのを見ると、年々増えているという検査の中で出ているということを見ると、今の100人で予算を組んで、次の年100人というとなまた同じ人だけが来るとは限らないんだけど、毎年ずっとこれから続けていく予定なのか、その辺はどんなふうな議論なのか。さっきから医学的なあれが希薄、希薄って話で終わっちゃっているんですけど。ちょっとその辺だけもう一回。

健康推進課長

基本的には、今の段階では平成26年度1年だと思っています。ただ、今現在国のほうで健康管理のあり方に関する専門家会議を開催してございます。その中で、この辺の地域の健康を、特にお子さんについてはどうやっていこうかという方針が多分出てくるんだろうと考えていますので、その辺の状況を見据えつつやっていきたいと思っています。

あと、全員という話ですか、多分福島でやっているというのは、スクリーニング調査ですね。全員に対して何千人ですか、そういうことをずっとやることによって経年変化を見るということですので、それを松戸市で、例えば学年で4,000人だから多分7万人ぐらい対象にいると思うんですね、18歳までは。その全員に対してやるという事業は基本的にはそれはかなり難しいと思います。

二階堂剛委員

全員ということじゃないんです。とりあえず100人ということでスタートしているわけですから、その100人なりを御本人のほうでまた来年もやりたいという話があった場合には、積極的に100人を見ていくことで逆に全体の傾向がわかるような

気もするものですからね。単に人数をすぐ増やせと言うわけじゃなくて、1年で終わらないで続けて何年かやっていかないと、一回診たからって、さっきの医学的希薄云々じゃないですけど、だんだん影響というのは後から出てくるわけですから、その辺を見ていく必要があると思うので、どう考えているのかと聞きたいんですけど。

健康推進課長

放射線の甲状腺への影響というのは、多分チェルノブイリとかそういうところで議論になっているんですけど、あれは多分、日本とかなりレベルが違うんじゃないかと私どもは考えております。多分、それを統計的にやるとなると、もとの個体数を何千、何万を何十年間やって初めて結果というのがどうだったということが出てくるというような、多分評価の仕方をやらない限り、それは難しいと思うんです。ですから、国のほうは福島とか弘前、長崎、山梨ですか、その3か所で、そういうために多くの人数でやっていますので、そういう評価はそちらのほうでやっていただくのが本筋じゃないかと思っています。市で何十年間スクリーニング的な調査というのはちょっと。

二階堂剛委員

私が言っているのは何十年じゃなくて、例えば今年やって、せめてもう一回来年やりたいというのも受け入れるのかと、そういうふうに考えているんですかということです。

健康推進課長

私どもがやっているのはあくまで安心を持っていただくための検査ですので、放射能の影響をどうのこうの評価をするための検査とは考えてございませんので、それはちょっと難しいのかなと思っています。

二階堂剛委員

わかりました。これから始める段階だから、その後でまた聞きたいんですけど、不安が出てきたら安心ということであるけど、一回やっても不安を抱えた保護者も当然いるわけですから、一度やったらもうだめですよというふうにならないように、100人という限られた範囲になるかどうかわかりませんが、それをもう少し検討してほしいというふうに要望しておきます。

【質疑終結】

(4) 焼却灰等の状況について

小沢暁民議長

次に、焼却灰等の状況についてを説明願います。

廃棄物対策課長

資料7ページでございます。放射能汚染焼却灰及び剪定枝等の状況につきまして、1月末日現在での御報告をさせていただきます。

まず、1点目、クリーンセンターの焼却灰の状況ですけれども、焼却量3万8,279.54トン、(2)放射線物質濃度測定結果でございますけれども、最新、右欄でございます。1月14日時点でございます。主灰53ベクレル、飛灰2,347ベクレル、排ガス等については検出限界未満でございます。

次に、3点目(3)灰の保管状況でございます。これは飛灰でございますけれども、場内保管量、フレコンにして1,748袋、1,104.28トン、手賀沼一時保管施設での保管量、フレコン85袋、重量51.97トン、保管合計でございますけれども1,833袋、1,156.25トンでございます。主灰につきましては全量を最終処分場への搬出はしてございます。

(4)としまして、クリーンセンターの焼却灰の搬出量でございます。これが4,921.11トンでございます。

2番目として、剪定枝等の保管状況及び処理状況につきましてですけれども、剪定枝等の保管量につきましては、1月末日現在で9.67トンでございます。処理につきましては、クリーンセンターの焼却灰の飛灰でございますけれども、ここは濃度の低減を進めるための対策としまして、放射能濃度を上昇させる要因の剪定枝等、クリーンセンターで焼却しないことといたしまして、この対策による経費を12月補正予算で措置いただきまして、別処理を進めてございます。この結果、剪定枝をクリーンセンターで焼却を停止したことから、焼却灰の放射能濃度の低減がかなり進みました。12月3日時点ですけれども、先月の段階で2,817ベクレル、先ほど御報告いたしました1月14日時点で2,347ベクレルまで低減をしております。その後、さらに濃度の低減が進んできております。それで、最終処分場の受け入れの自主基準2,000ベクレルと先般お話をさせていただいておりますけれども、それを下回ってきておりますことから、関係機関と協議した結果、1月から受け入れ基準を下回った焼却灰を最終処分場のほうへ順次搬出をさせていただいております。今後につきましては、濃度の推移、いろいろ動きがございますので、それを検証しながら継続的に搬出していく方向で関係機関と協議を進め、安定的な処分を推進していきたいということで考えてございます。

次に、資料8ページでございます。指定廃棄物の処分場候補地の候補地選定手法等についてでございます。これにつきましては、本年1月9日、第3回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催されてございます。国において、有識者会議の議論を

踏まえた中で、指定廃棄物の処分場の候補地の選定手法についての説明がございました。添付資料につきましては、指定廃棄物の手引、9ページから21ページ、これは環境省のほうで千葉県に示されたもの、選定手法の説明書でございます。それと、会議の報道記事が参考として22ページから24ページに添付をさせていただいております。

選定方法につきましては、8ページのほうで概要を説明させていただきます。

まず、Ⅰとしまして、安全等が確保できる地域の抽出ということで、記載してあります3点の地域につきましては、除外対象地域とするということが示されてございます。

Ⅱとしまして、地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域の抽出ということで、これは、千葉県、ほかもそうですけれども、各市町村長会議で示された提案があったものについて、特別に地域特性に配慮すべき地域ということになるんですけども、千葉県においては、特段意見が先般のときは出されておられません。

3点目としましては、必要面積を確保できる土地の抽出でございますけれども、国有地を基本として、Ⅰ、Ⅱより抽出された地域の中で、千葉県については約2ヘクタールを十分確保できる場所で、敷地全体の傾斜が15%以下の土地を抽出するということが説明がございました。

4点目といたしまして、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定として、Ⅲにより抽出された2けた以上の土地があった場合につきましては、その中から生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管量をもとに、適性評価方式により1けたの候補地に絞り込んでいくということで、その後総合評価方式により評価点を算出し判定をして、最終的には1か所に絞り込んでいくというような環境省のほうからの説明がございました。なお、当日、かなり各首長さんのほうからいろいろな御意見、要望等が出されて、今の段階で千葉県がどの地域が候補地になるかというのは、まだ今後示される予定だということになっております。まだ具体的な日程については状況が決まっておりません。

以上、2点御報告になります。

【質 疑】

原裕二委員

飛灰のほうの最終処分場への搬出状況についてお伺いしたいんですけども、最新のデータによると2,347ベクレルというふうになってはいますが、受け入れの基準が2,000ベクレル未満ということですので、このままの数字だと出せないのではないかと思います。先ほどの話では、2,000ベクレル以下のものは出したというふうにおっしゃいましたけども、その辺の状況をどのくらいの確率で出されるのか。それから、今後は2,000ベクレル未満になりそうなのかどうなのか、それを教えてください、見込みを。

廃棄物対策課長

先ほど1月から自主基準の2,000ベクレルを下回っているものは当然出てきておりますので、それについては順次相手方のほうと協議をさせていただいて受け入れをしていただいています。量的には約25トン程度を今の段階で出しております。

今後、2,000ベクレルを切るのかということかと思えますけども、今の現状で推移していきますと、かなり減衰をして、今、直近で2,000、千五、六百ベクレルの数字が出ていますので、かなり後は安定してくるんだろうとは思いますが、ただこれから春先、またいろいろな形で剪定枝は混生してないですけども、例えば燃やせるごみの中に草だとか、そういうものがまぎってくる可能性も当然0%ではないので、そういうものが増えてくるとまた濃度の動きというのはあると思えますけども、その辺は市民の皆様にもそういうものは必ず別な形での搬出のお願いをするということで、低減に努めていきたいと思えます。

原裕二委員

わかりました。ありがとうございます。

宇津野史行委員

今、指定廃棄物の処分場候補地の選定手法というふうに書いてあって、冒頭の1枚目のほうだけ説明をいただいたわけなんですけど、何数字というのかわかりませんが、ワン、ツー、スリー、フォーですか、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの御説明を8ページでいただいたわけですね。この中で、要は場所を抽出する上で点数をつけていくんだよという話がありましたが、前に聞いたときには松戸市も、当然候補地の対象から除外されるわけではないという話がありました。その上で、この総合評価方式に当てはめた場合、松戸市はどのくらいの点数になるのかとかそういうのは何となく計算していませんかということ、またほかの自治体と、うちは何点だ、うちは何点だ、お宅はどうだとかという話とかというのが全くやられてないのか、もう示された以上、やっけてもいいんじゃないかと思うんですけど、どうなんですかね。自己評価といいますか。

廃棄物対策課長

総合評価まで残った場合ということで想定はいたしました。ただし、先ほど申し上げたとおり、まず2ヘクタールが確保できる地域が必要です。最後に評価で残るところは自然道であるとか、生活空間との近接状況、生活空間に家屋がないとか、そういうことを全部除外したとしても、点数は当然出ます。指定廃棄物の保管量というのも当然それに点数化されますので。当然、そうすると持っていない地域よりも点数が上がるということは間違いはないです。ただし、まず生活空間との近接状況だとか、水源というのは直接松戸市はないんですけども、2ヘクタールが確保できる地域があるかないか。松戸市はほとんど市街地です。そうすると、2ヘクタールを確保できる地

域というのは、ちょっと考えにくいと。それ以前に一番最初の除外地域の部分で浸水地域であるとか、そういう地域はもともと除外エリアになりますので、そうしますと、江戸川流域の地域については浸水地域ですので、大体まずはそこは除外されます。そのほかに、市街地、住宅の近接地域、設置から500メートル以上離れてなきゃいけませんよという基準を含めると、松戸市の地域内で100%つukれないということは言いがたいんですけども、ほとんど難しいであろうと。点数化はやってみました。それはやってみています。ですから、単純に言えば、指定廃棄物の保管量ということから比較しますと、柏市のほうが量が多いんですよ。そうすると、1点ほど点数が高くなるというような状況にはあります。その点数の評価にいくまでの段階で、先ほど申し上げたふるいにかかった部分で松戸市域の中というのは非常に難しいであろうという判断はさせていただいております。

宇津野史行委員

ありがとうございます。私も3番目あたりが難しいんだろうななんていうふうに思ったわけなんですね、必要面積。今おっしゃったとおり2ヘクタール。

ただ、添付をいただいている資料の新聞を見ますと、最終処分場の1か所に集約するというのは非常に難しいのではないかという新聞記事がやたらと目につく、それを集めていただいたんだと思うんですけど。国のほうは1か所という話がありますが、特に千葉の場合、東葛を始めとした地域がこの問題にさらされているわけですから、かといって、この東葛を含めたこっちの地域というのは、結構都市化が進んでいるところもあり、自治体数も少ないですからね。せいぜい指定されている地域だけで11地域、11自治体ですか。その中でじゃどこにという話になってきた場合には、自分のところでそれぞれ分散して保管したらというような話も出てきかねないなというふうに私は思っています。そうすると、千葉県では2ヘクタールなんだけど、分散すれば2ヘクタールなんかなくてもいいですよみたいな話になってくるような気もするんですけど、そんなような話というのは、今のところ全くないですか。分散しましょうという。

廃棄物対策課長

先ほど申し上げた市町村長会議の中では、分散、1か所に絞らずに何か所かつくったほうがいいのかという意見は当然出ております。ただ、環境省、国のほうでは、今後設置をして、管理をしていくということできくと、分散の施設よりも1か所に集約をした形での管理をしていきたいというのが国の考え方です。これは千葉県に限らず、指定廃棄物の保管、最終処分場をつくる5県についても皆同じような1県1か所という方針で国のほうは考えてございます。各都県、千葉県の場合も複数箇所という意見は当然、報道等によりまして出てるとおり、前々から同じような御意見、要望は国のほうへ出されています。それは国のほうで持ち帰って検討をしてみるという段階になっていますので、まだ方針としては1か所ということで、複数箇所を

どうするかというのはまだちょっと国のほうで検討していただいているかどうかはわかりませんが、そういうような考え方で国のほうは進めていきたいという趣旨の説明でございます。

宇津野史行委員

すみません、あと1点だけです。あまり難しいことは聞きません。わからなかったらわからないで結構なんです。ほかの自治体のニュースを見ていると、自治体というのは県単位ですけど、ほかの県の様子を見ていると、やれ何とか市だとか町だとかみたいな具体的な名前がもう挙がってきたりしていて、ああ、ほかのところではもうこんな、そこの市長は反対の声を上げたとかという報道が出ているなど。千葉県はどうなっているんだろうなというふうに思って見ていて、なかなか千葉県はそういう話が出てこないなど。流れ的には、いつぐらいにどういったことが出され、例えば候補地の名前が具体的に複数なら複数でもあれかもしれません。1個なら1個なのかもしれませんが、そういったものが示されてこない、逆算していったらいつぐらいまでに示されてこない間に合わないなんていうことがあると思うんです。そういうおしりから逆算していくと、どれくらいまでに具体的な名前とかが挙がってくるのが予想されますか。

廃棄物対策課長

先ほど申し上げた指定廃棄物の最終処分場をつくる件については5県ございます。宮城、群馬、栃木、茨城、千葉ということで、一番先行しているのが宮城県です。宮城県につきましては、先般、この手法に基づいて国有地の3か所を候補地として提示をしております、環境省のほうで。あとは地元の受け入れの自治体については、私どもも報道等でしかちょっとわかり得ないんですけども、反対であるという御意見も当然出されております。ただ、中にはその3か所の候補地の中から最終的に地質の調査だとか、そういうものを実施して1か所に絞り込んでいくという作業を進めていく予定ですので、中には地質調査を受け入れるという報道もあったように聞いております。

今一番進んでいるのは宮城県が3回ほど市町村長会議をやった後、3か所の提示があったと。その後、調査期間は当然必要でしょうけど、それから評価をして1か所ということになろうと思います。期間的にいつまでというのは、ちょっと私たちは何とも言えないんですけども。進んでいるとすれば栃木県がその次くらいに進んでいるように見えていますので、次は栃木県あたりがある程度何か所か候補地が示されるのかなというふうにはちょっと見えています。千葉県については、先ほど申し上げましたように、3回会議をやっていろいろな意見が出ていて、通常、今までの宮城県の流れを見れば、次回なり近いうちに何か所かの候補地が示されるのであろうというふうには感じていますが、それがまだ千葉県の場合はいつごろというのは、具体のスケジュール的にはわかりません。

宇津野史行委員

次回の会議はいつなの。

廃棄物対策課長

まだ決まっていないです。

宇津野史行委員

大体何か月くらいに一遍とかというのはない。

廃棄物対策課長

特別にそういうわけじゃないです。国のほうのスケジュール、あと千葉県だけではないですから、5県平行に進めていくということでスケジュール調整、首長がすべて集まりますので、そういうスケジュール調整もありますので、なかなか毎月のようにとか、二月に一遍とか定例的な形での開催ということではございません。

宇津野史行委員

ありがとうございました。

二階堂剛委員

剪定枝の引き受け業者が新たに見つかったということで、焼却場で剪定枝を燃やさなくてよくなるわけですから、結果として焼却灰の放射能の値が下がるんでしょうけど、その辺、新年度以降、出し方は変わらないんでしょうけど、今、ある程度規制をかけていますよね、大きな団地とかマンションのところとか。その辺は新年度以降も同じ現状で続くのか、それとも緩やかになって分別してくれればどんどん受け入れるというのは変わらないんですか。

廃棄物対策課長

来年度以降の収集ということかと思えますけども、とりあえず今やっといういい方向に分別をして排出搬出をお願いして、別処理をして、灰の濃度が下がってきて、やっという処分場へ出せるという、いい形になっておりますので、それをまた収集をまたもとへ戻すというのは、ちょっと今の段階では難しいかなと。ですから、来年度につきましても剪定枝等の別収集体制は基本的に変えない形で、処分も今現状でやっているもので進めていきたいと。それがあある程度、濃度の状況がもっと低減してくれば、それはいつの時点か、来年、再来年とはなかなか言いがたい部分もあるんですけども、いずれ当然戻していくと。ですけども、当面は今の現状でいきたいというふうに考えています。

二階堂剛委員

すみません、聞き方があれでした。分別して収集するのはそのままだと思うんですけど、問題はいろいろなところの出してくる量とかを規制していますよね。例えば、公団の団地とか大きいところのマンションなんかは出る量も多いということで、一般の民間の個人の家と違って規制を受けていると思うんですけど、その辺も見直すのかという。例えば、自分のところを例に出して言うと、毎週資源ごみを出すのは同じなんですけど、今までは出してもオーケーだったんですけど、出す量を週に幾つまでとか規制を受けているわけですよ。その辺は、民間業者に新たに収集できるようになった場合は、そういう規制もなくなるのかということなんですけど。

廃棄物対策課長

規制というか、大口の排出者の方については、お願いということで、当然収集も含めて機動的に動かすために全市的に行いますので、どうしても一回に出す量というのはできるだけ少ない形で何回か数を分けてということでの、規制ということではなくて、私どもはお願いという気持ちでやっておりますけども、それについても剪定枝等の少ない時期はそれほど問題はないと思いますけども、量の多い時期は全市的に当然多いわけですから、そうしますと、今日暮クリーンセンターのほうへ仮置きしている保管状況も逼迫してくるということになりますので、委員の言われる規制ということではないんですけども、量的にはできるだけ今の現状をお願いをしたいというふうには考えています。それが、その状況に少し今の5割増しとかということは、ある程度可能になると思いますけど、それを出たからその月全部ということになりますと、ほかへの収集の状況にも影響が出てきますので、もうしばらく我慢をしていただいて御協力をお願いしたいということです。

【質疑終結】

(5) 総合計画の変更について

小沢暁民議長

次に、総合計画の変更について説明をお願いします。

放射能対策課長

松戸市放射能対策総合計画の変更につきまして、資料のページ25ページから御説明いたします。

放射能対策総合計画は、平成24年6月5日に策定いたしまして、26年度末までで残り約1年となりましたが、計画策定後の新たな動きの追記や修正部分が発生いたしましたので、軽微な変更を行うものです。

まず、基本計画の部分から御説明いたします。

表の右側が変更前、左側が変更後になっております。基本計画部分につきましては、25ページの下の表のほぼ中段までとなっております。

まず、上の表で平成23年4月、水道水の測定開始、これを追記してあります。

次に、6月19日からの状況ですが、これは計画策定が6月5日でしたので、それ以降の動きについて記載しております。下の表に平成25年11月20日、市内産ユズの出荷自粛要請解除までの内容が追記となっております。

以下、個別計画となりますので、各対策会議事務局より順次御説明いたします。

農政課長

私からは、職員対策会議の部分で、職員安全に関する計画の変更点について御説明申し上げます。今の資料の25ページの下段のP16、P17の部分でございますが、16ページの個別実施計画期間につきましては、総合計画の全体の期間との整合性をとりまして、平成24年4月から同27年3月までの3年間と改めます。また、17ページの④流通食品・飲料水の部分におきましては、括弧書きの部分、今後の新たな検査体制云々につきましては、現行実施済みでございますので削除いたします。

放射能対策課長

ページ26ページより、環境放射線低減対策につきまして変更部分の御説明をいたします。

まず、上段の表ですが、取り組みの進捗状況に変更がありましたので、個別実施計画期間を修正しております。

続きまして、26ページの下段の表ですが、このうち、二つに分かれておまして、上の区域の表でございますが、左側、外河原が追加となっておりますが、これは外河原というのは江戸川河川敷の部分なわけですが、当初河川敷は生活空間ではないため、計画には入れておりませんでした。市管理のスポーツ広場があるということで除染の必要がありということで追記しております。下の表で、実施区域、施設名が記載さ

れておりますが、こちらにつきましては、平成25年5月に環境省の除染ガイドライン第2版が出ておりまして、運用が変わり、平均値の出し方が川になっておりますので、それに基づきまして施設数が6施設から26施設に追加されております。

続きまして、27ページでございます。27ページの中段から下ですが、こちらは実施主体、国・国立大学法人、これは千葉大学のことですが、これが大学が除染実施者ということで限定されていたんですが、国が実施するということで記載が変更されております。下段の表ですが、27ページ、除染作業一覧です。これは、黒丸の二つ目ですが、原状回復等という、等が追加されております。これは、幅広く除染が可能となりますように変更となっております。

続きまして、28ページでございます。28ページの上段の表、除染実施期間につきましては、先ほど個別実施期間で説明した内容に併せまして変更となっております。

廃棄物対策課長

28ページから30ページまでです。第3節の廃棄物処理部門の内容についてでございますけれども、現行計画につきましては、他の計画と同様に現行の計画を（1）の方針、（2）の目標、（3）個別実施計画、（4）具体策、（5）その他という形で構成に修正、中身につきましては文言の整理をして見直しをしております。

また、現行の計画を推進してきた中、現状の対応、対策に若干の変更が生じてきておりますので、現行の対応、対策に即した計画とする見直しをしております。

健康推進課長

31ページをよろしいでしょうか。こちらについては、健康管理に関する計画でございます。変更点といたしまして、表の中段の知識・情報の提供、これが放射線講演会の開催ということで、これは当初平成26年度であったんですが、一旦これは健康に関する講演会、特化した講演会については25年度をもって終わらせていただくという計画になってございます。ただ、健康に関する講演会につきましては、本体の放射能に関する講演会が予定されておりますので、その中で健康に関する講演会も取り込んでいきたいと考えてございます。

あと、最後の下段の医師による健康相談ですか、これが当初平成24年度であったんですが、これについては引き続き26年度いっぱい継続して実施させていただきます。

一番下のホールボディカウンターは当初なかったんですが、平成24年度から始めていますので、ホールボディカウンターの一部助成を加筆させていただいてございます。

あと、32ページでございます。左側のアンダーラインですが、今言ったホールボディカウンター費用の一部助成を加えさせていただいています。

一番最後の下段の甲状腺エコー検査の実施について検討していくということを加筆させていただきます。

【質 疑】

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。

26ページです。まず、上段の表の下にある米印、国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設に云々というところが今回削除されたわけなんです、これが削除された理由がよくわからないので聞かせていただきたい。例えば、URとか団地ですけども、そういったところがどういうふうに除染を進めているのかというのを何度も何度も質問して、アドバイスなどをしながらやっていますという答弁を何度もいただいているわけなんです。これが消えてしまうと、そういうのはどういうふうになっていくのかなど。逆に、今URはどういうふうに進めて、今の現状はどのあたりまで進められているのかなということもわかればお聞かせいただきたいということ。

それから、26ページの下段です。P25と書いてある、施設単位で設定する除染実施区域についてというところで、例えば東部小、河原塚小といった下線部のついた施設が対象に組み込まれたわけなんです。その説明の中で、測定方法が緩和されたというような話があったかと思うんですが、具体的にどういうふうに緩和されたのかということと、併せて一般家庭とかその他の施設とか公園とかが緩和された測定方法によって測定し直してみたら、大丈夫だと思っていたのが対象になりましたとかということもあり得るんじゃないでしょうかと思うんですけど、これについてはどのように緩和されたのか。緩和されたことによって、これ以外の施設に影響はないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、27ページです。下段の中で、原状回復等の等が増えたことによって柔軟に対応できるというような御説明がありましたが、具体的に等というのは何を想定しているのかなど。ある程度何か想定があって、等をつけることによってそれができるようになるとかというふうなイメージがあれば、どういったものがこの等に含まれるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

放射能対策課長

まず、1点目の26ページの上の表の米印削除の部分ですが、こちらの表で読み取れるようになったということから……すみません、除染実施計画の今回は本体をつけてないんですが、本体の中の、例えば独立行政法人ということだと、実施主体一覧の表でURは独立行政法人ということが読み取れる、国及び国立大学法人につきましては千葉大学のことなんです、文部科学省で結局除染を実施するというので、これにつきましても、別な表で読み取れるということで今回つけてないんです。それで、環境省のほうから削除していいという指示があったということで、この米印が削除となっております。

それから、2点目の平均値の出し方が緩和になったということなんです、これは

26 ページの下の表の右と左で見比べていただきますと、変更前の右の表は測定地点数という記載があります。5、5、4、5、5、6。左の表は測定地点数が抜けております。測定地点数が、その施設内で以前は5点程度という記載があったんですが、これが削除となっております。極端なことを言いますと1点でも可能であると、平均として出してもいいと。代表的な地点という表記も削除されて、これにつきましても、例えば敷地のかなり端のほうでも測定した値があれば認められるということで、こういった測定結果も併せて平均を出しますと、もっと平均で0.23マイクロシーベルトを超えている施設というのが21か所に増えました。ということで、これは先ほどの補助金の返還についてということに連動するわけなんですけど、1割の対象外の区域について、実際はもっと最初の算定ですと1,200万円くらい返還額があったわけなんですけど、ここで対象外の地域での施設を増やすことで補助金の対象となる施設が増えるということで、300万円くらいこれによって補助の出る施設が増えまして、結局最後950万円になったということです。代表的な地点ということと測定地点数ということが加わって幅が広がったということです。

それから、3点目の等ですが、これは耕す耕運、こういったことも対象になるという意味での等です。

宇津野史行委員

ありがとうございました。2点目の測定方法の緩和については非常にわかりやすかったと思います。

3点目の耕運なども含められるようにしたんだということも、ありがとうございました。

それで、1個目の国だとか県だとか独立行政法人だとか、そういった記載を削除したというのは、右側のページ27ページのちょうど同じぐらいのところにある除染実施主体一覧とか、こういったところに要は施設の管理者が書かれているんでしょう、きっと。URは都市再生機構ですよとかそういうのが書かれていると。その中で表現されているので消しましたという話はわかりました。

もう一つ聞きたいことは、測定方法が緩和されて5点の平均だったのが、極端な話、1点でも0.23マイクロシーベルト以上のところを除染対象にしたんだという話がありました、東部小、河原塚小とか。これは、改めて測定し直したわけではないわけですよ。前の測定したデータの中で洗い出してみたら。同じように、URだとか八柱霊園だとか県立高校だとか国立大学だとか、これらもこの緩和された線量の出し方で見直しをしてというようなことというのは、やられているんでしょうかということ。つまり、うちの大学で5点測ってみたら平均0.23マイクロシーベルト以下だったからオーケーです、知りませんという話になった。ところが、1校は0.23マイクロシーベルト以上だった、実は5点のうち。じゃ、改めて対象にしましょうとかということだってあり得る話じゃないですか、今のことを聞く限りでは。

つまりどういうことかと言うと、26ページの上段で削除された国や県や独立行政

法人何とかかんとかって、この一文というのは、今回松戸市が除染実施計画に進捗管理も含めて、こういったところに除染をちゃんと計画どおりしてもらおうという進捗管理、監督を松戸市がやるという話だったじゃないですか。だから、国がやらなけりゃ国でやってくださいよ、国有施設なんですから、県の施設だったら、いや県の施設は遅れてますよとあって、松戸市がつくった計画に協力してもらおう権限を持つ計画なわけですよ。ということは、八柱霊園とかURとか国立大学とか県立高校だとか、そういったところに強力に除染をアプローチしていかなきゃいけないわけですよ。となれば、今回測定方法が厳しくなっているわけですね。5点平均じゃなくなっているわけですから、5点平均じゃなくなったやり方で国有施設だとか都の施設だとかURだとか県の施設だとかを見直しをしているんでしょうかということなんです。

放射能対策課長

今の御質疑で、施設の認定の仕方というのが二とおりありまして、区域の指定がまずあります。これは字ごとで、区域から漏れた部分につきましては、子ども関係施設については施設として認定していいということになっております。それで、1割の字の中の施設として認められた施設がこの表に記載している施設です。URですとか、八柱霊園、大学などは子ども関係施設ではないですから、あくまでも区域で指定されるかどうかということになります。ということで、この区域としての指定は松戸市が持っているデータを国に提出して認定されるかどうかということになりますので、測定データがURや八柱霊園などにあったかどうか、この辺については市のほうでは確認しておりません。あくまでも区域として認められた部分については計画にのせて、施設として該当する施設については実施主体、千葉大学、八柱霊園、URというぐあいに直接伝えて、除染のお願いをしていたということです。

調査測定データということなんですが、まず平成23年3月に震災がありまして、その後計画策定は約1年後の24年1月から3月ごろにかけて計画を策定しております。その24年1月から3月ということになりますと、もう独自で除染した施設も相当ありました。ということで、国は除染前の古いデータについても生かしますよということで、それを拾い出して計画に上げたという経過がございます。

宇津野史行委員

あまり長くなってもあれなのでおしまいになりますけど。

子どものいる住宅の除染ということはずっとこの間やられてきたわけじゃないですか。それが一定めどがついてきてという話。アパートとかの子どもが住んでいる集合住宅というのも除染の対象にしてきたようなイメージがあるんですね。しかも対象が字じゃなくても。それと対象地域の字ではないURというのは同義には考えてないということなんですか。ということだけ最後に確認して。

放射能対策課長

URの住宅、集合住宅につきましては、子ども混在の住宅ということで、これは対象外の区域でも子どものいる住宅は、松戸市の独自施策として住宅除染の対象に入れておりますので対象です。

ですから、区域外の集合住宅につきましては、松戸市の独自除染の対象となっております。

宇津野史行委員

URもですか。

放射能対策課長

分譲だけです。賃貸についてはURが自分のところでやるということで。

宇津野史行委員

わかりました。ありがとうございました。

【質疑終結】

(6) その他

小沢暁民議長

その他についてを議題とします。執行部から何かありますか。

放射線対策課長

33ページ、除染土壌等保管場所確保に関する状況報告について御説明させていただきます。

これは、放射能の除染土壌等を保管する施設として新松戸クリーンセンターを候補として、また一時仮置きとして六和クリーンセンターを候補として、地元に対して説明を行ってきたわけなんです。まず平成24年3月から平成25年8月まで約1年半にかけて10回ほど地元説明をしてきました。説明してきた内容というのが新松戸クリーンセンターを解体整備し、除染土壌、通学路側溝汚泥等を保管するという事で、保管物の内容については2の(1)の①から③、まず除染土壌約2,000立米、先行して除染を行った民間保育園及び幼稚園の保管土壌約60立米、それから通学路の側溝汚泥約400立米、これらを新松戸クリーンセンターに保管するという事を説明してまいりました。

もう一点といたしまして、(2)ですが、地域の将来、活性化につきまして、松戸市と地元と一緒に考えていくという説明をしてまいりました。その状況でございますが、ページ34ページ、3番に記載しております。地元については反対ということで御理解が得られなかった状況でした。反対の理由が4番ですが、まず大きく2点、

(1) 風評による農業への影響、次に(2) 通学路側溝汚泥、これは8,000ベクレル以上の放射能濃度の濃い指定廃棄物を想定していたわけなんです。こちらは国の最終処分場がいつどこに持っていくかということが決まらない限り、置き去りになる可能性があるという反対理由、2点でございました。

除染土壌等の最新の状況です。5番の(1) 住宅除染の土壌についてですが、当初なかなか住宅除染というのはどれだけの除染土壌が出るかというのがちょっと想定できなかったものですから、約2,000立米程度入れられるように新松戸クリーンセンターを検討していたわけなんです。これがもうほぼ終わりに近づきまして、天地返し等により発生させずに終了できる見通しとなりました。

次に、先行除染した幼稚園や保育園のボイラー室や倉庫などに保管されている土壌などですが、こちらは当初60立米ぐらいを最初の調査により想定をしていたわけなんです。実際に詳細調査を行いましたところ、約10立米程度でありましたので、こちらにつきましては、21世紀の森と広場にもう既に公園内で発生した土壌1,200立米ほど埋設してある場所がありまして、ここに追加で10立米を追加埋設するという事で、これはもう今月中に作業が終わる予定でございます。

3点目の通学の側溝汚泥ですが、こちらにつきましても、昨年1年前の通学路の調査では約1,000か所を測定して200か所以上0.23マイクロシーベルト以上の

箇所があったわけなんですけど、今年度は16か所ということで、これは恐らく自然低減、流れていったことですか、半減期などによる低減だったと思うんですが、16か所ということで、側溝清掃により、先ほど教育財務課長から説明がありましたとおり、空間線量が既に低減しております。

以上により、除染土壌等を発生させずに放射線低減の目標を達成できる見通しが立ちましたので、新松戸クリーンセンターにはもう入れる必要がなくなったということで、この話し合いについてももう終了しようということでございます。地元に対しては、今年度内に説明に出向く予定でございます。

下水道整備課長

手賀沼終末処理場の下水汚泥焼却灰の保管に係る追加措置について、資料35ページで御報告させていただきます。

手賀沼終末処理場の汚泥焼却灰の保管につきましては、昨年11月20日の当協議会において、我孫子市議会議長から松戸市長及び松戸市議会議長あてに下水汚泥焼却灰の保管上の安全対策の必要性をともに千葉県に訴えてほしい旨の依頼があったことを報告させていただきました。また、我孫子市は千葉県知事に対しまして下水汚泥焼却灰の保管の安全対策を講ずる要望書を提出しております。

このような経過から、千葉県では保管場の安全対策の強化について検討され、去る1月17日に柏市にございます千葉県の手賀沼下水道事務所におきまして、手賀沼終末処理場に保管されている下水汚泥焼却灰の保管に係る追加措置について説明がありました。実施する目的は、処理場内に保管する8,000ベクレルを超える下水汚泥焼却灰については、特措法に基づき十分な安全対策を講じておりますが、周辺住民には依然として不安を感じている方もいることから、焼却灰の安全面の向上を図るため、保管に対する追加措置を行いたいとのことであります。

追加措置の内容は、テント倉庫に保管する8,000ベクレルを超える焼却灰を詰めたフレコンバッグ800袋を新たなフレコンバッグに収納し、開口部を接着剤により密閉いたします。

実施時期につきましては、平成26年4月から実施する予定であり、費用負担につきましては、各市の処理場への流入水量の割合に応じ、各市が支払うこととなっております。以上の内容をもちまして、流域に関連する7市は了解しております。

【質 疑】

宇津野史行委員

1点だけ伺います。担当者はいなさそうなので答えられなければ後で聞きます。

34ページの真ん中辺ですけども、21世紀の森と広場西側森林部に、広場内除染土壌等を1,200立米を埋設している場所がありという、この場所は一般的に公表されているんですか。

放射線対策課長

公表というわけではないのですが、その保管してあるところには看板が掲示してあります。何立米保管されていると。それから、空間線量の測定の状況の看板掲示がございませう。

宇津野史行委員

どのあたりかわからないですか。〔図を示す〕

ああ、このあたりなんだ。回してそちらでお返しします。ありがとうございました。

杉山由祥委員

2点伺います。除染土壤の新松戸クリーンセンターの部分の地元との話し合いはこれで終わりにしますという話で、土壤が出なくなったので保管はしませんよという話し合いを終わりにされるのは結構なことなんですけど、説明の内容の(2)です。地域の将来、活性化というところに関して言うと、これは今回の放射能対策に限らず、地域として六和クリーンセンターがずっと残っていたというところをどうにかしなきゃいけないということでの前向きな話し合いの糸口になっていたんじゃないのかなと私は思っていたんです。これまでも終わりにするわけではない、今後、今回を契機にまた話し合いを続けていただきたいと思っているんですけども、その辺に関してまずどうなのかというのが1点。

それと、もう一点、手賀沼終末処理場の下水汚泥焼却灰の保管の追加措置なんですけども、これは7市で費用負担ということですが、松戸市の費用負担分がどのくらいになるのかということと、これをやることによってどんな効果があって、費用対効果の面で考えたときにどういう効果があるのか、まずそこまで伺います。

街づくり部長

新松戸クリーンセンターの跡地とまた六和クリーンセンターのその後ということで、私のほうの街づくり部としては、将来の3地区のことを考えまして、今回の汚染土壤を持っていくのではなくて、今回だめになったからといって今後は3地区も将来に向けた街づくりをしますよということで、地元の方からは、最初に交渉に行ったときには、あの3地区には最初はここに持ってきた、その後は市のほうで下水処理、そういうときだけ我々の地域を利用されていると、何か松戸市としては将来は考えているのかとかなり厳しい質問がございました。最初は、クリーンセンターの土地については、皆さんとの同意であそこには学校用地をつくと最初の跡地利用としては契約をしていたんですが、今となってはそれはもう少子化になったということで、学校用地としては活用できなくなったということで、新松戸クリーンセンター及び六和クリーンセンターについては、まず六和クリーンセンターの将来を考えて今煙突が2本立っていますけども、何とか風評被害があったので煙突を倒してくれないかというような話も

ございました。

また、新松戸クリーンセンターにつきましては、いわゆる農業地区であるということから、地元の農業の方のほうから将来の若者の農業育成ということから、あそこに道の駅なり、農業の研修センター的なものをつくっていただきたいということがございましたけども、我々は将来の街づくりということで、あの地域は流山の木地区の区画整理と新松戸地区に挟まれた良好な地区であるということから考えまして、将来の街づくりということで、こういうものを描きたいということでお話をさせていただいております。ただ、現状を見ますと、3地区につきましては、当時の坂川土地区画整理や坂川の土地改良整理内で耕地整理ですね、水路であり道路であり、非常に整備がされてないということで、我々もこれはいち早く3地区については整備が必要であるということを考えております。地主のほうにもその旨、我々は今回こういう計画を断念しますけれども、将来はここを見捨ててませんよ、これからの街づくりに対して市としては一生懸命やっていますよということをお話をさせていただいております。

環境部長

今、全体的な街づくりというので街づくり部長からお話をいただきましたけれど、私ども環境部といたしましては、六和クリーンセンターをどうするのかの前に、まず放射能の関係ではもうあそこにはお願いに行かないというのは、もう決定です。

あと、今後六和クリーンセンターをどうするかということでございますけれど、今回、パブコメをかけさせていただきましたごみ処理基本計画でも一部触れておりますけれど、六和クリーンセンターについてはもう焼却場は基本的につくらない。ただ、都市計画決定上、ごみ処理用地になっておりますので、市内の全体のごみ処理施設の体制を考えた中でどんな方面に使うかということのをこれから検討していくと。その前に、まずあそこを壊す算段をしようということのを前提に環境部としては考えております。

下水道整備課長

追加措置の費用と松戸市の負担はどのくらいかということでお答えいたします。

こちらの追加措置の工事費としまして、千葉県に伺ったところ、約概算で3,000万円と聞いております。松戸市の負担でございますが、水量が約6%は松戸市の負担分となりまして、約180万円が松戸市の負担となります。

もう一点の追加措置を行ったことによる効果ということで、こちらの負担をすることによって、フレコン保管開口部を密閉することでさらなる飛散、流出の防止を図り、安全面の向上を図れるということで聞いております。

杉山由祥委員

何かこう、例えばそれをやることによって、放射能の何%を低減、外部への影響をできますよとか、もしくは逆にこのフレコンバッグが耐久性の問題があってやらなきゃ

いけないとかというような目に見えた何か効果というものに対して180万円を払う根拠は何かという話なんですけど。

もう一点、ついでに再質疑します。要は、平成27年3月までには、あれを松戸市に引き揚げなきゃいけないという、ずっと置いておいてもらえるものなら……

下水道整備課長

事業者が千葉県でございまして、手賀沼終末処理場で保管、平成27年3月以降についてもそちらで保管になる、国のほうで最終処分場が決まらない場合はですね。

杉山由祥委員

それでずっと保管しておいてもらえる。ということは、やっぱりそのことを考えたら180万円の支出は妥当だったということですね。

下水道整備課長

はい。最終的には東京電力のほうに千葉県を通じて要望していく、賠償金として請求していただきたいという旨を各市が意見を出しておりまして、そちらを強く要望していきたいと考えております。

杉山由祥委員

最終的には請求は千葉県でやってくれよと、市としてやるんじゃなくて千葉県でやってくださいと。取れたら松戸市に還付してくださいねということですね。

下水道整備課長

はい。東京電力のほうに請求していただいて、最終的には負担がないような形にさせていただきたいということを言っております。

杉山由祥委員

だったら最初から県に補助金として3,000万円を出させたほうがいいんじゃないんですか。だって、請求がばらばらになっちゃうじゃないですか。

最終的に市の負担にしてくれと言うんだっただらば、最初から県に肩がわりしておいてもらえばいいんですよ。最後は東京電力に請求するわけだから。

下水道整備課長

最終的には東京電力に賠償請求していただいて各市に返していただきたいということです。

杉山由祥委員

別に無理、おどしで言っているわけじゃなくて、市は市でほかの場面でさっきも言

ったように、賠償請求をしているわけですね、東京電力にね。だったらば、市が負担するんだからまとめて東京電力に請求してもいいんじゃないんですかという。そのほうが市としてまとまるんですよね。でも、この場合だと、千葉県から請求してくださいよ、取れたら返してくださいよだと、ワンクッション無駄になるんじゃないですかという話になるわけです。だったらば、最初から県に3,000万円負担してくれよと言うのが筋なんじゃないかなと。

下水道整備課長

現状では、県のほうの予算上は維持管理費というものを各市からいただいてそれを引用しておりますので、予算上はありませんので、各市が一度県のほうにお支払いして、そちらのほうから逆に県が維持管理費として返すという形になってくるんですが。

建設部長

手賀沼の処理場につきましては、県の事業として各地域の汚水が流れてきて、県の管理をしているわけなんです。その流れによっては各市から管理費を出していただいて、その管理費の中で処理していくという形になります。安全対策をするのは県の施設ですから県でやっていると。先ほど支払いが180万円という話をしましたけども、これについては管理側からお願いしたいということややっていきたいということなので、最終的に処理が終わりまして、先ほども申しましたけども、各市とも東京電力にこの費用については請求をお願いしてってもらいたいということで、県のほうから請求していくということになります。

杉山由祥委員

要するに、現状の支払いの流れの中で180万円を負担するけど、もし取れたら返してくれると。わかりました。

あと、先ほどの街づくりの件はひとつよろしくお願ひします。かなり街づくりの面でも木地区の区画整理が見えてきて、あとごみ処理行政の広域的なことも、多分時代背景が変わってきたと思って、すごくいい機会だと地元もとらえている向きもありますので、ひとつここで窓口をつぶさないでいただいて、話し合いをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【質疑終結】

委員長散会宣告
午後3時30分